

建設業の専任技術者となる学歴要件

建設業法第7条第2号イ、第15条2号ロに該当する者は、次の修業・実務経験要件を満たすものを指します。

平成28年6月1日現在

| 種類 | 該当法令 | 卒業後の実務経験 |
|-------------------------------|---|----------|
| 高等学校 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第六章 高等学校 (旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む)に該当 | 5年以上 |
| 中等教育学校 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第七章 中等教育学校に該当 | |
| 専修学校(いわゆる「専門学校」) | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第十一章 専修学校に該当 | |
| 専修学校(いわゆる「専門学校」) 専門士、高度専門士 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第十一章 専修学校 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、第3条に該当 | 3年以上 |
| 大学(短期大学を含む) | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第九章 大学 (旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む)に該当 | |
| 高等専門学校 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第十章 高等専門学校 (旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む)に該当 | |

建設業法施行規則(昭和二十四年七月二十八日建設省令第十四号) (抄)

(建設省令で定める学科)

第一条 建設業法(以下「法」という。)第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可(一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。)を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。

| 許可を受けようとする建設業 | 学科 |
|---|---|
| 土木工事業 舗装工事業 | 土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科 |
| 建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業 | 建築学又は都市工学に関する学科 |
| 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 電気工事業 電気通信工事業 | 電気工学又は電気通信工学に関する学科 |
| 管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業 | 土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科 |
| 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| しゅんせつ工事業 | 土木工学又は機械工学に関する学科 |
| 板金工事業 | 建築学又は機械工学に関する学科 |
| 防水工事業 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 機械器具設置工事業 消防施設工事業 | 建築学、機械工学又は電気工学に関する学科 |
| 熱絶縁工事業 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| 造園工事業 | 土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科 |
| さく井工事業 | 土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科 |
| 建具工事業 | 建築学又は機械工学に関する学科 |